

下請法に関する日本映像事業協同組合アンケート集計分析

1 回答率について

日本映像事業協同組合正組合員158社中、91社が回答。67社は「該当なし」と回答。回答率は57.6%。なお「該当なし」と答えた67社には、テレビ局（親事業者）の子会社が4社あり、答えづらいことから「該当なし」という回答になったと考えられる。また、組合員には番組制作会社以外に、タレントプロダクション19社、CM制作9社、映画制作・ビデオ制作各6社、代理店4社、Web制作・ポスプロ・出版各3社、人材派遣2社、リース会社1社、その他7社（キャスティング業務、制作技術者養成スクールなど）あり、下請法には抵触しない立場の会社もある。

◆下請法の義務・禁止事項について

2 書面の交付義務（第3条） ※別紙QB①参照

契約書の書面交付については、91社中、24%の22社が発注時に契約書を交わせなかったと答えている。これは第3条の条項違反に当たる。

ただ、多くの場合、「現実には契約書の発行は遅れる」「最終的にはある」といった形の契約書の交付をしている。そこにはまだ、「口約束」的な仕事の発注が慣行だったテレビ業界の古い体質が残っているように思われる。また親事業者（テレビ局）が下請事業者（制作会社）に番組発注をしたとき、発注時に契約書を交付しないケースの14%は納品後、あるいは放送後に契約書を交わすという結果になっている。これは契約を交わすという下請法の精神がいまだ、両者の間で徹底されていないものと思われる。

3 支払い期日を定める義務（第2条の2） ※別紙QB②参照

支払い期日義務に関して、9社、10%強が期日記入のなかったことがある。ただし、支払い期日に関して、守られなかった例はない。

4 返品禁止（第4条第1項第4号）及び下請代金の減額禁止（第4条第1項第3号） ※別紙 Q3 Q4 参照

納品した番組を返品された社は7社 7.5%ある。その後、修正を加えて再納品というケースがほとんどだ。修正に関しては、「テロップさしかえ」「番組仕様の変化」「編集修正」といった親事業者（テレビ局）側からの事前説明不

足から起こる返品事例がほとんど。これは、テレビ制作現場におけるテレビ局の担当プロデューサー（番組担当社員）の「返品禁止」という下請法への無知からおこるものと考えられる。なお、この修正及び再納品にかかる費用の増額については、現状ではほとんど認められていない。

また、下請法で禁止されている下請代金（制作予算）の減額は、16社、17.5%が減額されたと回答している。この減額理由は、

① テレビ局の勝手な事情 例：スポンサーが降りた。局内の全番組の一律減額。

② 担当プロデューサーの禁止行為の認識欠如 例：「上から予算がもらえない」「プロデューサーの思惑がはずれ、減額」

③ その他内容変更等 例：台本変更、消費税を内税扱い

といったケース。これらの禁止行為である減額が行われる背景には、契約書の交付との相関関係が考えられる。第3条の書面の交付義務（契約書の有無）で契約書がなかったケースありと答えた22社中、減額をされた社は8社、36%強になっている。契約書交付のあいまいさが代金減額につながっている現状がある。

5 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号） ※別紙Q7 参照

12社、13%がテレビ局からの購入・利用強制があると回答。

① テレビ局主催のイベントチケット、ゴルフトーナメントの入場券の購入要請。

② 指名スタッフの利用強制（ディレクター、構成作家の指名）

③ 場所利用の強制（編集所など）

と1割弱の回答ながら、この条項についての禁止行為は人・モノ・場所の3点セット的に行われていることがわかる。甚だしい強制はメディア系列の新聞社の新聞購読を求めるテレビ局がある。

6 独占禁止法（優越的地位の濫用等） ※別紙Q17 Q19 Q20参照

著作権の権利譲渡をさせられたと答えたのは91社中8社、8.8%。数字的には1割に満たないが、現在テレビの番組の約9割は制作会社がかかわって放送している現状からみれば、実態はもっと多いと考えられる。「著作は全て局に準ずるという認識でした」「うるさい会社は（番組の）企画採用は難しい」等のアンケート回答からもみえるように、制作会社が著作権云々を主張できる雰囲気がないテレビ界はなく、制作会社の方にも著作権に対する意識が低いことが8.8%という数字に表れていると分析できる。また、著作物の二次利用についても、制限されたと答えたのは91社中9社、9.9%。多くがテレビ局が一方的に決めている状況と答えている。このことから、独占禁止法における「優越的地位の濫用等」が、テレビ・放送業界ではまだまだ改まる風潮にはないと思われる。

以上のようなアンケート集計から、親事業者（テレビ局）の組織ぐるみの禁止・違反があるといった事項はみられないが、制作現場のテレビ局社員（プロデューサーなど）への下請法の周知徹底がなされていないことがみえてくる。また、制作会社の担当プロデューサーなりディレクターにも、下請法の周知徹底が必要な事項もみえ、これは下請事業者として反省すべき点である。そして、親事業者（テレビ局）が社員教育の一環として、社員に下請法を周知徹底させ、下請法の精神にのっとり、よりよいテレビ局と制作会社の関係を築いていくことを望みたい。